

新津農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更について

1. 変更の概要

変更種目：除外

秋葉区子成場及び秋葉区七日町において農用地区域指定に錯誤があった以下 2 件について農振農用地からの除外変更を行うものである。

番号	除外箇所 (大字, 字, 地番)	除外前の 用途区分	農用地区域からの除外 理由	除外面積 (登記簿地 目)	除外後 の用途
1	秋葉区大字子成 場 188 番 1 他 1 筆	農用地	法第 10 条第 3 項非該当	967 m ² (田)	宅地
2	秋葉区大字七日 町 1840 番	農用地	法第 10 条第 3 項非該当	462 m ² (田)	宅地

2. 変更理由

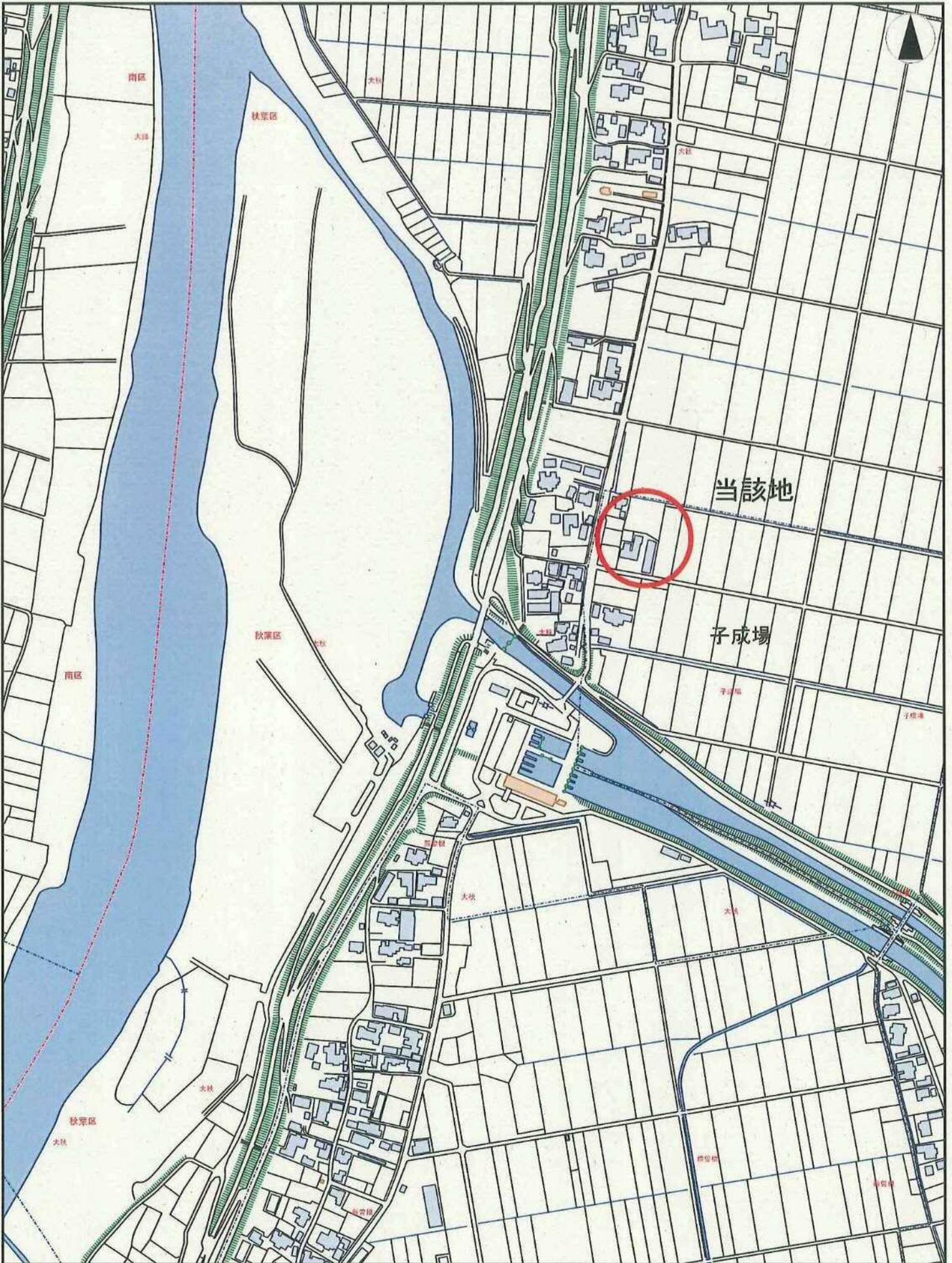
新津地域の農振農用地の範囲を定めた昭和 47 年以前から非農用地（農家住宅，農作業小屋等）であったことが当時の航空写真等で明らかになり，当時の計画書中の区域外とする土地の表示欄への記載漏れがあったと判断されることから，農振法第 10 条第 3 項の「農用地利用計画は，農業生産の基盤の保全等の見地から農用地とすることが適当な土地であること」の内容規定に該当せず，指定に錯誤があったことから除外変更を行う。

3. 変更箇所及び詳細図

【位置図】及び【詳細図】

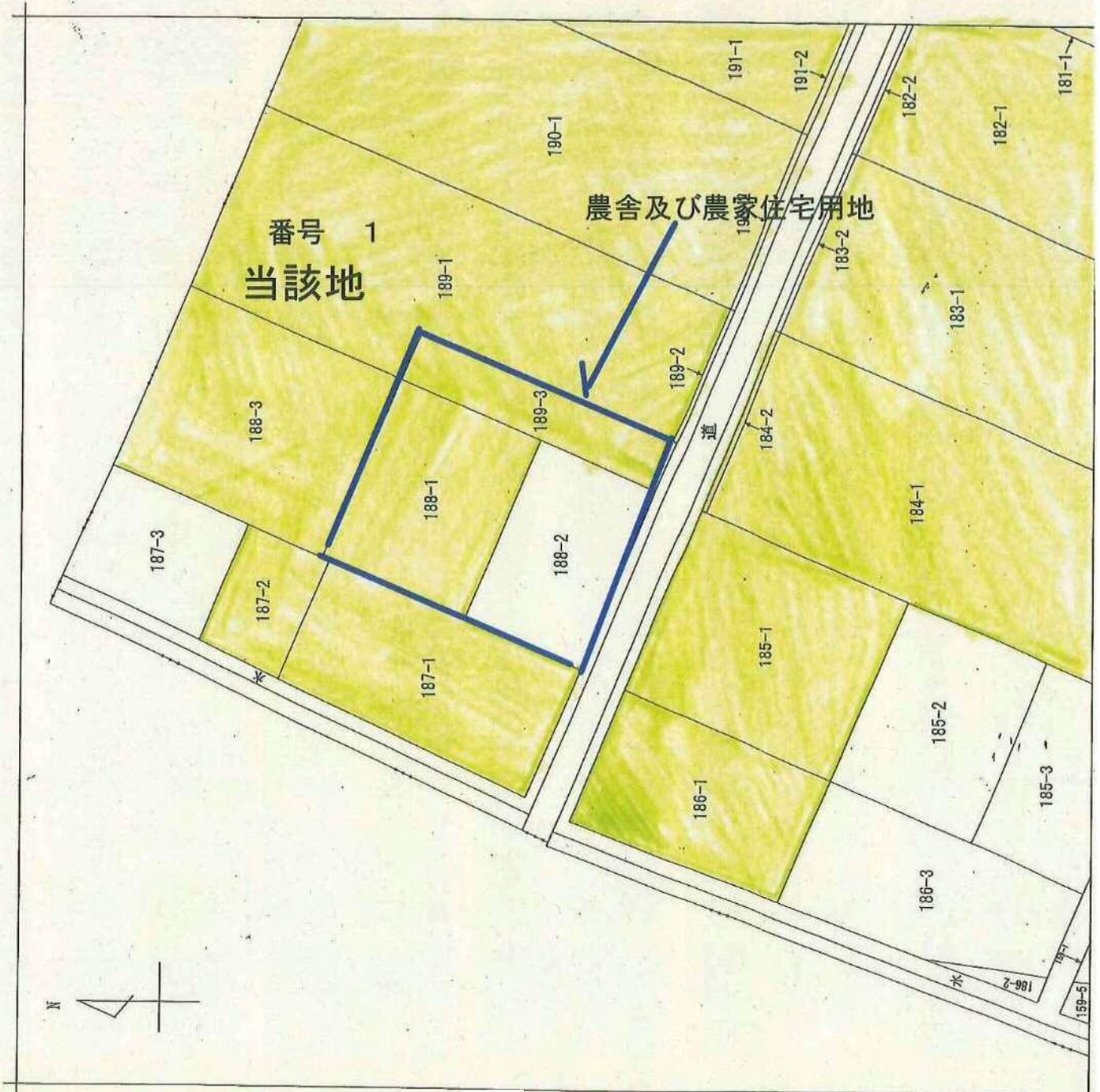
4. 変更経過

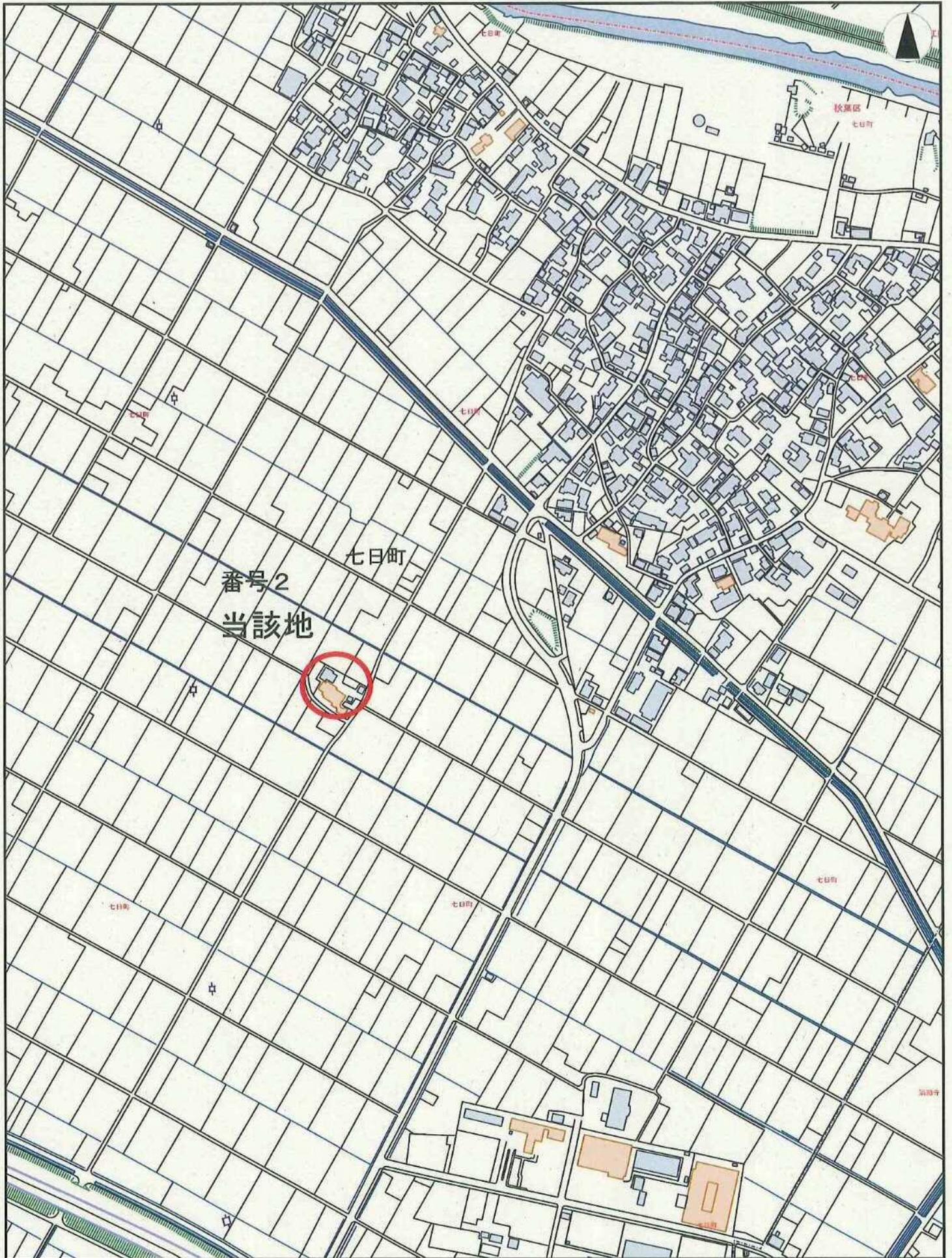
令和元年 6 月 27 日	新津農業振興地域整備計画変更案に係る事前相談申出書	(県提出)
令和元年 6 月 27 日	新津農業振興地域整備計画変更案に係る 11 条公告及び縦覧	(異議なし)
令和元年 6 月 27 日	新津農業振興地域整備計画変更案に係る県との法定協議	(県提出)
令和元年 6 月 27 日	新津農業振興地域整備計画変更案に係る県との法定協議	(県回答)
令和元年 6 月 27 日	新津農業振興地域整備計画変更案に係る 1 2 条公告	(農振変更)



凡例  農用地区域

番号1の位置図（秋葉区子成場188-1及び189-3）





1/5000



